平成２１年（フ）第５７４号
群馬県前橋市江田町215―１　サウスタウン２階201号室、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字上福島1040番地２
債務者　内山　陽一
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５７７号
群馬県伊勢崎市緑町11番５号
債務者　塩谷　圭子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５８１号
群馬県伊勢崎市北千木町2006番地
債務者　菊池　元治
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５８３号
群馬県前橋市三俣町１丁目49番３号
債務者　三田由喜子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５８７号
群馬県前橋市西片貝町２丁目24番地　モンシェール前橋209号
債務者　田島　　稔
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９１号
群馬県伊勢崎市山王町1144番地２　グランドール山王Ｃ201
債務者　阿部　正子（旧姓大塚）
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９２号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1227番地１　メゾン大川Ｃ室
債務者　早川　鈴香
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９４号
群馬県伊勢崎市曲沢町533番地２
債務者　金子　恵子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1222番地１
債務者　茂木　高二
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２３８号
群馬県高崎市江木町1018番地７
債務者　千嶋喜八郎
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４０１号
群馬県高崎市上小鳥町569番地１　ラフィーネサザワ101号
債務者　吉田　浩美（旧姓町田）
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４０３号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田345番地、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字板井33番地６
債務者　佐藤　洋子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７２号
埼玉県本庄市小島南２丁目３番30号
債務者　濵田　　治
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４０３号
埼玉県行田市持田１丁目８番19号
債務者　松村　純子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３３号
埼玉県熊谷市久保島904番地３
債務者　工藤　祐司
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３４号
埼玉県熊谷市久保島904番地３
債務者　工藤　由香
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５６２号
神奈川県小田原市本町４丁目９番１号　シティハイム養生館Ｄ101、前住所神奈川県伊勢原市八幡台１丁目６番地の４
債務者　門屋　二郎
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部